

非常変災時における対応

滋賀県立八日市南高等学校

1 警報の発令時における措置

- ① **午前7時**の時点で、県内の全域、または県内のいずれかの地域に、大雨・暴風を含む「**特別警報**」、または「**暴風を含む警報**」が発令中の場合は、始業時刻を繰り下げて、生徒は**自宅待機**とする。
- ② **午前7時から午前10時**までの間に、大雨・暴風を含む「特別警報」や「暴風を含む警報」が**解除**されたときは、**4限からの授業**を行います。
この場合、4・5・6限の授業および昼食の準備をして、**11:40からのSHR**に間に合うように、**安全を確認したうえで登校**すること。
- ③ ただし、解除後であっても、被害が著しく、交通機関等が混乱して、登校が困難な場合には、その旨を学校へ連絡すること。
- ④ **午前10時**においてもなお、大雨・暴風を含む「特別警報」、または「暴風を含む警報」が**発令中**の場合、その日は**臨時休業**とする。
- ⑤ 警報の発令前であっても、気象情報に応じて、教育活動の停止もやむを得ない、と校長が判断した場合は、すぐに下校を指示する。

2 大雨・暴風以外の「特別警報」発令時における措置

学校所在地である**東近江市**に対して、大雨・暴風**以外**の「特別警報」が発令された場合にも、上記①～⑤と同じ措置をとります。

3 その他の警報(大雨、洪水、大雪等の警報)の発令時における措置

原則として、**平常通り授業を実施**するので、居住地域や通学路等の安全に十分な配慮をしながら登校すること。

なお、居住地域や通学路に、洪水で橋が流される等の大きな被害があつて、登校に危険が伴うと判断したときは、無理な登校を避けるとともに、その旨を学校へ連絡すること。

また、大雪で公共交通機関の乱れや交通渋滞等が発生している時は、授業開始時間を遅らせることもある。安全に十分注意して登校すること。

- ▶特に、前日からテレビ、ラジオ、インターネット等により、状況をよく把握しておくこと。
- ▶平時であっても、公共交通機関の乱れによる遅刻は「公欠」とします。
- ▶なお、公共交通機関以外の乗り物での遅刻は、「公欠」にならないこともありますので、ご注意ください。
- ▶「大雨、暴風を含む特別警報」**以外**の「特別警報」で臨時休業となった場合は、後日、補充のための課業日を設けます。